

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員
24 年－ 20 (24. 9.13)	福祉保健	<p><b>B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について</b></p> <p>▶<b>請願趣旨</b></p> <p>わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人いると推定され、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種や治療時の注射器の使い回しなどの医療行為による感染であり、慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝がんに進行する重大な病気である。患者たちは病状の悪化と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約120人ものB型・C型肝炎患者が肝硬変、肝がんなどで亡くなっている。</p> <p>「特定血液製剤によるC型肝炎感染者に救済給付金を支給する特別措置法（特措法）」が平成20年1月に成立したが、カルテなどによる血液製剤投与の証明が条件のため、裁判で救済される薬害患者は一握りで、C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者は対象外である。</p> <p>集団予防接種が原因で感染したB型肝炎については、「B型肝炎感染者への給付金支給に関する特措法」が成立したが、母子感染ではないという証明など、条件を満たして裁判で救済されるのは数万人とされ、立証できない大多数の患者や死亡した肝硬変、肝がん患者は救済の対象外に置かれている。</p> <p>国内最大の感染症被害を招いたことに対する国の責任と、患者を救済する責務が明記された肝炎対策基本法が平成22年1月に施行されたが、現行の個別法によって法的救済・補償を受けられるのはごく一部にすぎない。注射器や輸血、薬害などによるB型・C型肝炎患者に対して、国が被害を償い、患者が安心して治療を続けられるよう、治療と生活を支える公的支援制度を確立することが、一日も早く求められている。</p> <p>肝炎対策基本法は「国及び地方公共団体は肝炎患者が必要に応じて適切な肝炎医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする」とのことのほか、</p>	<p>B型・C型肝炎全国センター (すべての肝炎患者の救済を求める全国センター)</p> <p>B型・C型肝炎救済鳥取の会 代表 西村 眞智子 (西伯郡大山町野田 74-2)</p> <p>(紹介議員) 小谷 茂</p>

肝炎予防・肝炎検査の促進、医療機関の整備、肝炎患者・家族への支援などの肝炎対策に取り組むよう求めている。

▶**請願事項**

B型・C型肝炎患者を救済するため、肝炎対策基本法にもとづき、下記の事項について速やかに必要な措置をとることを国会及び政府に求める意見書を採択すること。

- 1、肝炎対策基本法に基づき患者救済に必要な法整備、予算化を進め、B型・C型肝炎患者が適正な救済を受けられることを旨とした救済策を実施すること。
- 2、肝炎治療薬、検査費、入院費への助成をはじめ、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝炎対策基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し、B型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者の救済をはかること。
- 3、治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などをはかること。
- 4、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、B型・C型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。
- 5、「薬害肝炎救済特措法」による救済の枠組みを広げ、血液製剤による感染の可能性が高い薬害C型肝炎患者を広く救済する措置を講じること。
- 6、B型肝炎特措法の改正を行い、集団予防接種の注射器の連続使用による感染の可能性のあるB型肝炎患者を広く救済する措置を講じること。
- 7、医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金、感染者・患者には健康管理手当・支援金を支給する法制度の確立によって、感染被害が償われ、持続的に治療を続けられる環境を整備すること。